

磐田市都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による
低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号。以下「政令」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、法第53条第1項に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（以下「計画認定」という。）及び法第55条第1項に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定（以下「計画変更認定」という。）に係る事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市長が定める機関による技術的審査)

第2 計画認定又は計画変更認定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、当該認定等の申請を行う前に、磐田市手数料条例（平成17年4月1日条例第67号）の「法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に係る認定の申請」、「法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画変更に係る認定の申請」及び「省令第46条の2の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付」の部の市長が定める機関（令和7年磐田市告示第56号。以下「市長が定める機関」という。）による、法第54条第1項第1号に規定する基準に規定する基準に適合していることについて、技術的審査を受けることができる。

2 市長が定める機関は、前項の技術的審査の結果、低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項第1号に規定する基準に適合すると認めた場合にあっては、適合していることを証する書類（以下「適合証」という。）を申請者に交付するものとする。

(手数料を減額することができる書類)

第3 計画認定又は計画変更認定の申請に添付することで、技術的審査等を受けたものとして手数料を減額することができる書類は、次に掲げるいずれかのものとする。

- 一 市長が定める機関の技術的審査を受けた場合にあっては、当該市長が定める機関が交付する適合証
- 二 住宅の品質確保の促進に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6に適合していること）の写し
- 三 BELS 評価書（登録建築物エネルギー消費性能判定機関が行う建築物のエネルギー消費性能に関する評価の結果を記載した書面（認定基準に適合する評価のものに限る。））

の写し

(手数料を減額することができる書類を添付した場合の手数料)

第4 計画認定の申請において、前条各号に掲げるいずれかの書類を添付する場合にあっては、磐田市手数料条例の「法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に係る認定の申請」の部の市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合の欄の当該申請に該当する区分欄の手数料とする。

2 計画変更認定の申請において、前条各号に掲げるいずれかの書類を添付する場合にあっては磐田市手数料条例の「法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画変更に係る認定の申請」の部の市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合の欄の当該申請に該当する区分欄の手数料とする。

3 軽微変更該当証明の申請において、前条各号に掲げるいずれかの書類を添付する場合にあっては磐田市手数料条例の「省令第46条の2の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付」の部の市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合の欄の当該申請に該当する区分欄の手数料とする。

(所管行政庁が必要と認める図書)

第5 計画認定又は計画変更認定の申請において、省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- 一 審査省略により手数料の減額を受ける場合は、第3各号に掲げるいずれかのもの
- 二 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)Ⅱの第1の1(2)へに規定する日本住宅性能表示基準に定める劣化対策等級に係る評価が等級3(以下「劣化対策等級3」という。)に該当する場合にあっては(1号の書面を添付する場合を除く。)、住宅品質確保法第44条第1項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
- 三 様式第1号による手数料計算書
- 四 代理者によって申請を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類(以下「委任状」という。)

(所管行政庁が不要と認める図書)

第6 省令第41条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、前条第2号の住宅型式性能認定書の写しを添付した場合にあっては、認定基準Ⅱの第1の1(2)へに規定する劣化対策等級3の確認に必要な図書とする。

(計画認定等の申請に併せて、計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合の添付図書)

第7 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する建築物に係る法第10条第3項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)又は法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出は、建築基準法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写しを添えて行うものとする。

(書類の提出部数)

第8 法、政令、省令の規定により市長に提出する申請書及び第17と第18の規定により市長に提出する書類の部数は正本1部及び副本1部、その他の書類にあっては1部とする。

(設計内容説明書)

第9 省令第41条第1項の表(い)項に掲げる設計内容説明書にあっては、低炭素建築物認定申請書作成の手引き(発行一般社団法人住宅性能評価・表示協会、一般社団法人日本サステナブル建築協会)における設計内容説明書を参考とし、作成するものとする。

(低炭素建築物新築等計画の通知)

第10 法第54条第3項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事又は建築副主事(以下「建築主事等」という。)への計画の通知は、様式第2号による計画通知書により行うものとする。

(不認定通知書)

第11 市長は、計画認定の申請において法第54条第1項各号に規定する基準に適合しないと認める場合又は法第54条第6項の規定により認定できない場合は様式第3号、計画変更認定の申請において法第55条第2項において準用する同法第54条第1項各号に規定する基準に適合しないと認める場合又は法第55条第2項において準用する同法第54条第6項の規定により認定できない場合は様式第4号による不認定通知書により、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(認定建築主に対する報告の徴収)

第12 法第56条の規定による認定建築主(法第55条第1項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。)に対する低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等の状況についての報告の請求は、様式第5号による報告請求書により行うものとする。

(認定建築主に対する改善命令)

第13 法第57条の規定による改善命令は、様式第6号による改善命令書により行うものとする。

(認定の取消し)

第14 法第58条の規定により認定を取り消す場合は、様式第7号による認定取消通知書により行うものとする。

(認定申請の取り下げ)

第15 申請者が計画認定又は計画変更認定を受ける前に当該申請を取り下げようとする場合は、様式第8号の申出書により行うものとする。

2 前項の場合において、認定等に係る申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第16 省令第46条の2の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更が省令第44条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める者は、様式第9号による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる図書のほか省令第41条第1項に規定する図書(軽微な変更に係る部分に限る。)を添えて行うものとする。

一 様式第1号による手数料計算書

二 代理者によって申請を行う場合にあつては、委任状

2 前項の申請があつた場合は、様式第9号の2による証明書を交付するものとする。

(軽微な変更)

第17 計画認定又は計画変更認定を受けた者は、省令第44条の規定による軽微な変更をする場合にあつては、様式第9号の3による軽微な変更説明書に、省令第41条第1項に規定する図書(軽微な変更に係る部分に限る。)を添えて市長に提出するものとする。

2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条ただし書きの規定による同条第3号に定める書類の提出をした者であつて、省令第44条に規定する軽微な変更をした者は、建築基準法施行細則第5条に規定する様式第2号による軽微な変更届に、様式第9号の3による軽微な変更説明書及び省令第41条第1項に規定する図書(軽微な変更に係る部分に限る。)を添え、当該対象建築物の建築基準法第7条第4項又は同

法第 18 条第 21 項の検査を行う建築主事等に提出するものとする。

(名義変更報告)

第 18 認定建築主が、計画認定又は計画変更認定を受けた建築物又は住戸を譲受人に譲り渡した場合は、譲渡人又は譲受人は、単独で又は共同して、様式第 10 号による名義変更報告書を市長に提出するものとする。

(認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出)

第 19 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事を取りやめようとするときには、様式第 11 号による申出書に、省令第 43 条第 2 項に規定する通知書（法第 55 条第 2 項において準用する法第 54 条第 1 項の規程による変更の認定を受けたものにあつては、当該通知書及び省令第 46 条において準用する省令第 43 条第 2 項に規定する通知書）を添えて、市長に申し出なければならない。

(認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確認)

第 20 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに、次に掲げるいずれかにより、低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨を確認した内容等を記載した確認書を、次の各号に掲げる確認書を作成した者が認定建築主に提出しなければならない。

- 一 建築基準法第 5 条の 6 第 4 項の規定による工事監理者（以下、単に「工事監理者」という。）を定めた場合にあつては工事監理者が作成する様式第 12 号による確認書
 - 二 工事監理者を定める必要がない場合にあつては工事施工者（以下、単に「工事施工者」という。）が作成する様式第 12 号の 2 による確認書
- 2 工事監理者又は工事施工者は、確認を行った部位毎に 1 枚以上の工事写真（カラー写真に限る。）を撮影し、様式第 12 号又は様式第 12 号の 2 の確認書の別添に整理し、併せて認定建築主に提出しなければならない。

(工事の完了報告)

第 21 認定建築主は、前条による認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書の提出を受けたときは、速やかに、次に掲げるいずれかにより、工事完了報告書を市長に提出しなければならない。

- 一 工事監理者を定めた場合にあつては、様式第 13 号
- 二 工事施工者の場合にあつては、様式第 13 号の 2

2 前項の場合において、添付する書類は次に掲げるものとする。

- 一 様式第 12 号又は様式第 12 号の 2 による確認書の写し（別添の工事写真はカラー写真に限る。）

二 建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた場合は、同法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項に規定する検査済証の写し

附則

この要領は、平成25年2月12日から施行する。

附則（令和元年11月16日改正）

この要領は、令和元年11月16日から施行する。

附則（令和3年4月1日改正）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和4年10月1日改正）

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附則（令和4年11月7日改正）

この要領は、令和4年11月7日から施行する。

附則（令和5年3月22日改正）

この要領は、令和5年3月22日から施行する。

附則（令和7年3月31日改正）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号

手数料計算書

1 申請者

申請者	
-----	--

2 建築物概要

建築物の名称	
建築物の位置	

3 認定申請の別

認定申請の別		
低炭素建築物新築等計画の認定申請	(法第 53 条第 1 項)	<input type="checkbox"/>
低炭素建築物新築等計画の変更認定申請	(法第 55 条)	<input type="checkbox"/>
軽微な変更に関する証明書の交付申請	(省令第 46 条の 2)	<input type="checkbox"/>

4 手数料計算

	申請の区分		適合証等	評価方法	手数料金額
1	一戸建ての住宅	1 戸	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 性能基準 <input type="checkbox"/> 仕様基準	円
2	一戸建て住宅 以外の住宅 (共同住宅等・ 複合建築物)	住戸部分	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 性能基準 <input type="checkbox"/> 仕様基準	円
3		住宅部分の 共用部分		<input type="checkbox"/> 標準入力法	円
4		非住宅部分		<input type="checkbox"/> 標準入力法等 <input type="checkbox"/> モデル建物法	円
5	住宅以外の建築物 (非住宅)	m ²	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 標準入力法等 <input type="checkbox"/> モデル建物法	円
6	確認申請手数料 (同時申請がある場合)				円
手数料金額 計					円

5 代理者

- イ 資格
- ロ 氏名
- ハ 建築士事務所名
- ニ 郵便番号
- ホ 所在地
- ヘ 電話番号
- ト E-mail アドレス

(注意)

1 認定申請の別

認定申請の別に応じてチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。

2 手数料計算

- ① 磐田市都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務取扱要領第3に掲げる審査省略により手数料を減額することができる書類の添付の有無を適合証等のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。
- ② 適合証等の無のチェックボックスに、「✓」マークを入れた場合にあっては、該当する評価方法のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。
- ③ 住宅部分の共用部分の面積については、申請から除外することは出来ません。
- ④ 住戸部分全体を仕様基準で評価する場合にのみ、当該評価方法の額を適用してください。
- ⑤ 非住宅部分全体をモデル建物法で評価する場合にのみ、当該評価方法の額を適用してください。

3 代理者

建築主等又は建築物の所有者から委任を受けて申請を行う者がいる場合に記入してください。

様式第2号

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第3項の規定による計画通知書

第 号
年 月 日

建 築 主 事 様

通知者官職氏名

申請者氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

設計者氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

受 付 欄	消防関係同意欄	決 裁 欄	通知番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

低炭素建築物新築等計画認定の申請に係る不認定通知書

第 年 月 日 号

様

磐田市長 印

下記の申請については、下記の理由により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

この処分について不服のある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、磐田市長に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に磐田市を被告（訴訟においては磐田市長が被告の代表者となります。）として提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取り消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

なお、1の審査請求と2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

記

1 申請年月日

2 申請者の住所

3 申請者の氏名又は名称

4 申請に係る建築物の位置

5 理由

法律第54条第1項第1号の基準（誘導基準）に適合しないため	<input type="checkbox"/>
法律第54条第1項第1号の基準（その他の基準）に適合しないため	<input type="checkbox"/>
法律第54条第1項第2号の基準（基本方針）に適合しないため	<input type="checkbox"/>
法律第54条第1項第3号の基準（資金計画）に適合しないため	<input type="checkbox"/>
建築基準法第18条第15項の規定による通知書を受けたため	<input type="checkbox"/>
その他（)	<input type="checkbox"/>

低炭素建築物新築等計画変更認定の申請に係る不認定通知書

第 年 月 日 号

様

磐田市長 印

下記の申請については、下記の理由により、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

この処分について不服のある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、磐田市長に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に磐田市を被告（訴訟においては磐田市長が被告の代表者となります。）として提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取り消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内となります。

なお、1 の審査請求と 2 の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

記

1 申請年月日

2 申請者の住所

3 申請者の氏名又は名称

4 申請に係る建築物の位置

5 理由

法律第54条第1項第1号の基準（誘導基準）に適合しないため	<input type="checkbox"/>
法律第54条第1項第1号の基準（その他の基準）に適合しないため	<input type="checkbox"/>
法律第54条第1項第2号の基準（基本方針）に適合しないため	<input type="checkbox"/>
法律第54条第1項第3号の基準（資金計画）に適合しないため	<input type="checkbox"/>
建築基準法第18条第15項の規定による通知書を受けたため	<input type="checkbox"/>
その他（)	<input type="checkbox"/>

様式第5号

認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための
建築物の新築等の状況に関する報告請求書

第 年 月 日
号

様

磐田市長 印

下記の認定をした建築物の状況について、下記のとおり報告するよう、都市の低炭素化の促進に関する法律第56条の規定により、請求します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
- 3 認定建築主の氏名又は名称
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 報告を求める事項
- 6 報告の提出先
- 7 報告の期限

改善命令書

第 年 月 日
号

様

磐田市長 印

下記の計画の認定をした建築物について、下記のとおり改善に必要な措置をとるよう、都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定により、命じます。

この処分について不服のある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、磐田市長に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に磐田市を被告（訴訟においては磐田市長が被告の代表者となります。）として提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取り消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

なお、1の審査請求と2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
- 3 認定建築主の氏名又は名称
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 改善すべき事項
- 6 改善措置の期限

認定低炭素建築物新築等計画の認定取消通知書

第 年 月 日
号

様

磐田市長 印

下記の計画の認定をした建築物について、都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定により、下記のとおり認定を取り消したので通知します。

この処分について不服のある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、磐田市長に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に磐田市を被告（訴訟においては磐田市長が被告の代表者となります。）として提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

なお、1の審査請求と2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

記

- 1 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号
- 2 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日
- 3 認定建築主の氏名又は名称
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 計画の認定を取り消す理由

様式第8号

低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る認定申請取下げ申出書

年 月 日

磐田市長 様

申出者の住所又は
主たる事務所の所在地
申出者の氏名又は名称
代表者の氏名

次の申請を、取り下げたいので申し出ます。

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請に係る建築物の位置
- 3 取下げの理由

※受付欄	※特記欄

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

磐田市長 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名
設計者氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更が同省令第44条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の低炭素建築物新築等計画又は軽微変更該当証明】

1. 認定番号又は軽微変更該当証明書番号 第 号
2. 認定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日 年 月 日
3. 認定通知書又は軽微変更該当証明書交付者

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

第二面から第五面までとして都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

様式第9号の2

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定による
軽微変更該当証明書

第 年 月 日
号
建築主 様
磐田市長 印

下記による申請書に記載の低炭素建築物新築等計画の変更は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 当該軽微な変更をする建築物の直前の低炭素建築物新築等計画又は軽微変更該当証明
(1) 認定番号又は軽微変更該当証明番号 第 号
(2) 認定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日 年 月 日
(3) 認定通知書又は軽微変更該当証明書交付者

(注意)

この証は、大切に保存しておいてください。

低炭素建築物新築等計画に係る軽微な変更説明書

年 月 日

磐田市長又は建築主事 様

申請者氏名

申請に係る低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	
(2) 建築物等の所在地	
(3) 認定年月日・番号	
(4) 変更の内容	
<input type="checkbox"/> 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の6月以内の変更 <input type="checkbox"/> 建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能を向上させる変更その他の変更後も認定に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更	
(5) 備考	

※ 受付欄	※ 特記欄

(注意)

1. (4) 変更の内容において、低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の6月以内の変更にチェックした場合は、(5)備考に変更前後の工事の着手予定時期又は完了予定時期を記入してください。
2. 建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能を向上させる変更その他の変更後も認定に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更にチェックした場合は、省令第41条第1項に規定する図書（軽微な変更に係る部分に限る。）又は省令第46条の2に規定する所管行政庁が交付する軽微変更該当証明書を添付してください。
3. ※印のある欄は記入しないでください。

様式第 10 号

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の名義変更報告書

年 月 日

磐田市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物について、名義を変更したので、磐田市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務取扱要領第 17 の規定により報告します。

記

- 1 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号
- 2 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日
- 3 認定建築主の氏名又は名称（変更前）
- 4 認定建築主の氏名又は名称（変更後）
- 5 認定に係る建築物の位置
- 6 変更等理由

※ 受 付 欄	※特記欄

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 1 欄及び 2 欄は、変更認定を受けている場合は直近の変更認定について記載してください。

様式第 11 号

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出書

年 月 日

磐田市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく新築等の工事を取りやめたいので、次のとおり申し出ます。

- 1 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号
- 2 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日
- 3 認定建築主の氏名又は名称
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 取りやめの理由

※ 受 付 欄	※ 備 考 欄

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 1 欄及び 2 欄は、変更認定を受けている場合は直近の変更認定について記載してください。

様式第 12 号（工事監理者の場合）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書

年 月 日

認定建築主 様

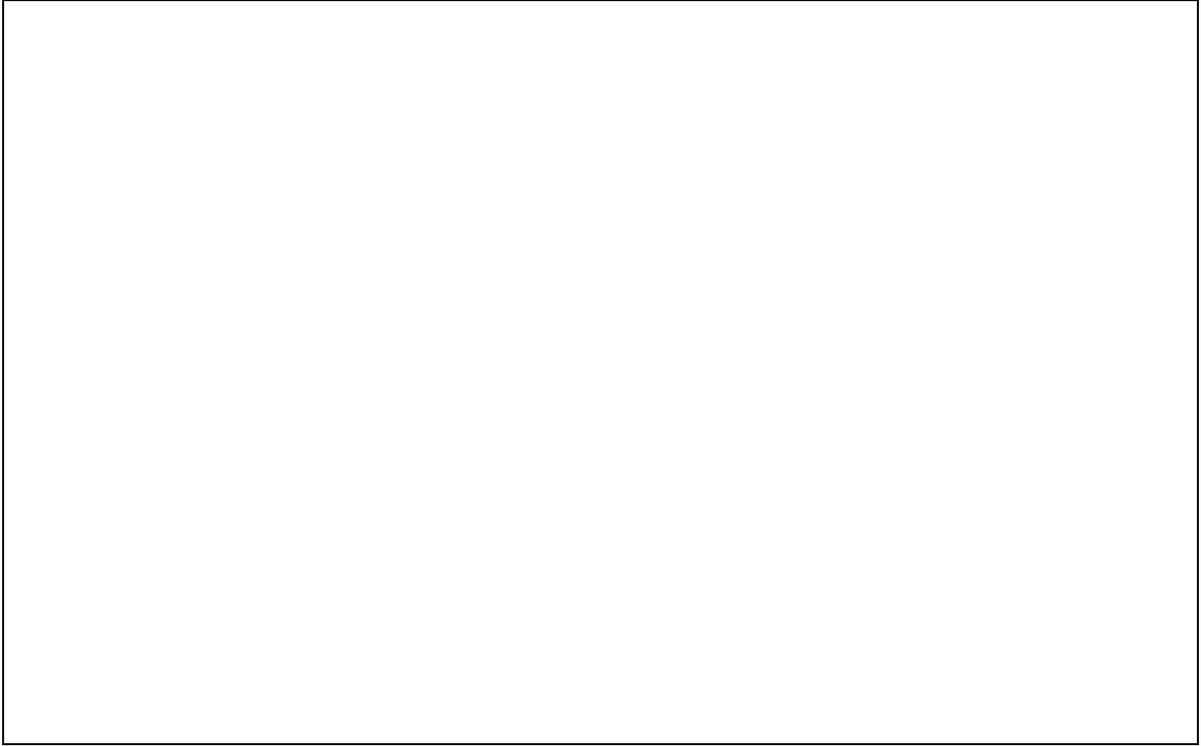
確認者 (級) 建築士 () 登録第 号
住 所
氏 名
(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号
所在地
名 称

次のとおり、認定低炭素建築物新築等計画に従って建築物の新築等の工事が行われた旨を確認しました。

低炭素建築物新築等計画の認定番号 ※				
低炭素建築物新築等計画の認定年月日 ※				
認定に係る建築物の地名地番及び住戸の番号				
	確認を行った部位、 材料の種類等	照合内容	照合を行った 設計図書	照合結果（不適の場合には、その内容）
外壁、窓等を通じて熱の損失の防止に関する基準	外皮の性能 日射熱取得の状況 気密性の確保 防露性能の確保 室内空気汚染防止等			
一次エネルギー消費量に関する基準	冷暖房 換気 照明 給湯 昇降機 発電設備等			
建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準				

注意 ※印は、変更認定を受けている場合は直近の変更認定について記載してください。

(別添)



確認を行った部位：

仕様等：



確認を行った部位：

仕様等：

様式第 12 号の 2 (工事施工者の場合)

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書

年 月 日

認定建築主 様

施工者の名称

確認者 建設業の許可番号

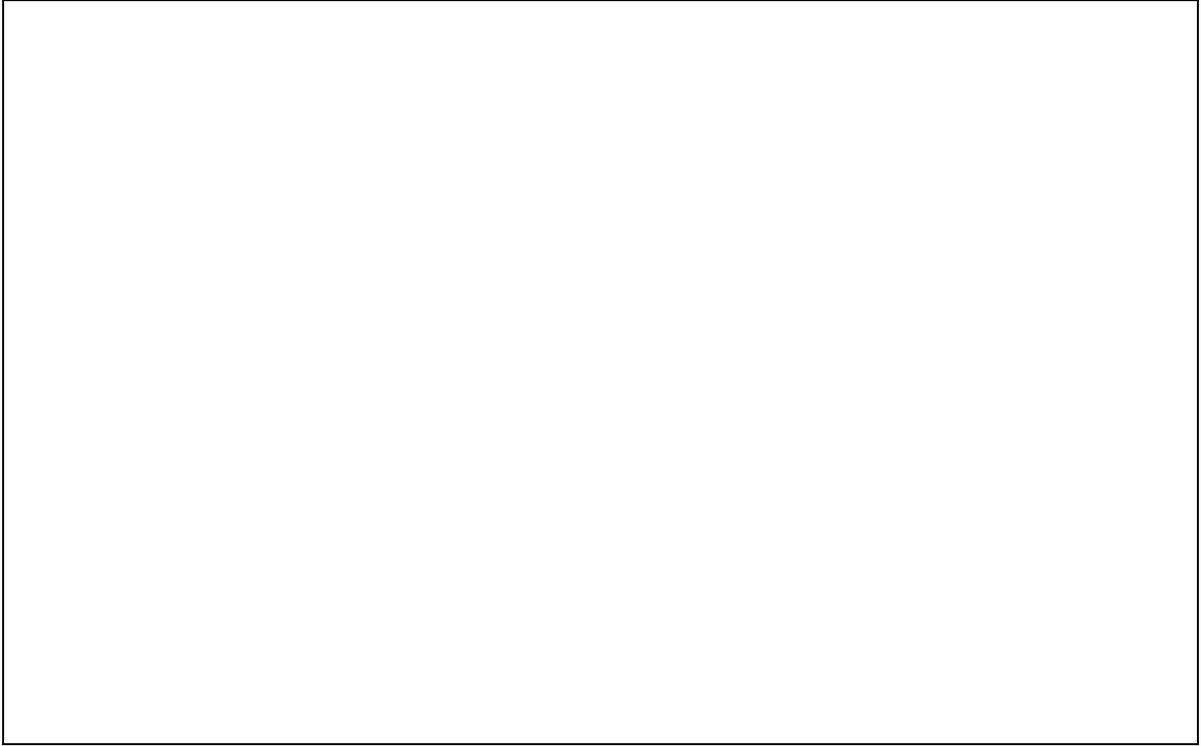
主任技術者の氏名

次のとおり、認定低炭素建築物新築等計画に従って建築物の新築等の工事が行われた旨を確認しました。

低炭素建築物新築等計画の認定番号 ※				
低炭素建築物新築等計画の認定年月日 ※				
認定に係る建築物の地名地番及び住戸の番号				
	確認を行った部位、 材料の種類等	照合内容	照合を行った 設計図書	照合結果 (不適の場合 には、その内容)
外壁、窓等を通じて熱の損失の防止に関する基準	外皮の性能 日射熱取得の状況 気密性の確保 防露性能の確保 室内空気汚染防止 等			
一次エネルギー消費量に関する基準	冷暖房 換気 照明 給湯 昇降機 発電設備等			
建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準				

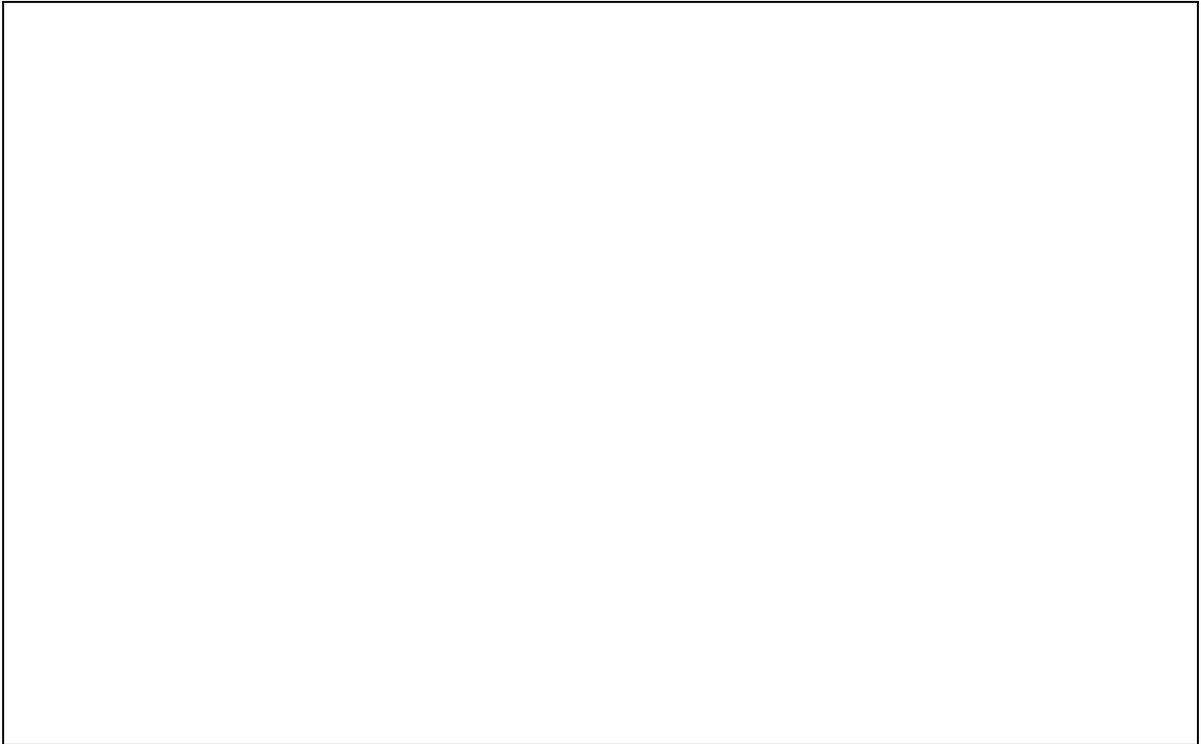
注意 ※印は、変更認定を受けている場合は直近の変更認定について記載してください。

(別添)



確認を行った部位：

仕様等：



確認を行った部位：

仕様等：

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事完了報告書

年 月 日

磐田市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したので、報告します。

- 1 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号
- 2 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 工事着手日
- 5 工事完了日
- 6 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したことを確認した工事監理者
(級) 建築士 () 登録第 号
住 所
氏 名
(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号
所在地
名 称
- 7 建築基準法の規定による検査済証の発行日及び番号

※ 受付欄	※特記欄

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 1 欄及び 2 欄は、変更認定を受けている場合は直近の変更認定について記載してください。
 - 4 「認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書 (様式第 12 号)」の写し (別添の工事写真を含む) 及び建築基準法の規定による検査済証の写しを添付すること。

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事完了報告書

年 月 日

磐田市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したので、報告します。

- 1 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号
- 2 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 工事着手日
- 5 工事完了日
- 6 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したことを確認した
施工者
施工者の名称

建設業者の許可番号

主任技術者の氏名
- 7 建築基準法の規定による検査済証の発行日及び番号

※ 受付欄	※特記欄

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 1 欄及び 2 欄は、変更認定を受けている場合は直近の変更認定について記載してください。
 - 4 「認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書 (様式第 12 号の 2)」の写し (別添の工事写真を含む。) 及び建築基準法の規定による検査済証の写しを添付すること。